令和6年度若年技能者人材育成支援等委託事業実施状況

(令和6年4月1日から11月30日)

(山口県地域技能振興コーナー)

実施要領

- 1 事業の実施体制等
- (1) 地域技能振興コーナー
- ア 都道府県単位の地 域の窓口となるコー ナーを設置するこ と。
- イ コーナーでは利用 者の相談窓口とし て、ものの認定にづくりに スターの認定にづくに 相談等、もの派遣の マイスターの派遣の コーディ議の開催を主 で、 連携会業として行う ものとする。
- ウ コーナーはセンタ ーに対して、地域に おける事業の進捗状 況、実績等必要な報 告を行うものとす る。

実施計画

- 1 事業の実施体制等
- (1)地域技能振興コーナー
- ア 山口県職業能力開発協会に、 窓口となるコーナーを設置し、職 員を配置する。
- イ 本事業を推進することによ り、若年技能者の人材育成、技 能尊重気運の醸成を図る。
- ① 技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会への積極参加を行い、若年者に対して技能者としての努力目標を与えるとともに優れた技能に触れる機会を提供することにより、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重の気運の醸成を図る。
- ② ものづくりマイスター等が、技能競技大会、技能検定の課題等を活用しながら、広く若年技能者への実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行う。
- ③ 本事業を効果的に進める観点から、地方公共団体、経済団体等地域関係者による連携会議を設置し、推進計画を策定の上、計画上のスケジュールに沿って、地域関係者の緊密な連携・協力の下に事業展開を図る。
- ウ センター等との連携

地域レベルの広報については センターからの指示・連携のも と展開し、厚生労働省及びセン ターに対しては、事業の進捗状

実施状況

- 1 事業の実施体制等
- (1)地域技能振興コーナー
- ア 令和6年4月1日に山口県地域技 能振興コーナーを設置し、職員4名 を配置。
- イ 本事業を積極的に推進し、若年技 能者の人材育成、技能尊重気運の醸 成を図った。
- ① 技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会等へ積極的に参加するよう勧奨に努め、第62回技能五輪全国大会へ20名、第19回若年者ものづくり競技大会へ8名が出場し、技能五輪全国大会で旋盤が金賞、電気溶接と電工が銅賞の成績を獲得した。
- ② ものづくりマイスター等が中小企業、工業高校等の若年者へ技能検定課題等を活用しながら実技指導を行った。
- ③ 令和6年度第1回連携会議を6月 21日に開催し、円滑な事業推進がで きるよう、地域の関係者との連携を 図り、事業展開をしている。

ウ センター等との連携

これまでと同様、センターとは連携を密にしながら、事業を進めており、報告書等は期限内に提出している。

況、実績等必要な報告を行いな がら事業を進める。 また、成果物に関しては、期 日までに作成し、納入する。 (2) 地域技能振興コ (2) 地域技能振興コーナーの事 ーナーの事業実施 業実施体制 山口県職業能力開発協会に設 体制 ア 地域技能振興コー 置されたコーナーには、専属の ナー長の配置 地域技能振興コーナー長を置 イ 一般職員及び事務 き、事務分掌に定められた事務 補佐員の配置 を専属に担当する一般職員を、 また、経理や会計事務や事務処 理の補助をする事務補佐員を必 要数配置し、事業を円滑に処理 する。 2 地域における技能 2 地域における技能振興事業の 振興事業の実施 実施

(2) 地域技能振興コーナーの事業実 施体制

次の職員を配置し事業に取り組 んでいる。

コーナー長 …1名 一般事務職員…2名 事務補佐員 …1名

コーナーは、地域 における技能振興事 業として、以下の業 務を実施する。

- (1) 技能五輪全国大 会の予選の実施等
- ア 技能五輪全国大会 の予選の実施
- (ア)対象地域

予選大会は、各コ ーナーが担当する都 道府県別に実施する こと。

(イ) 都道府県職業能 力開発協会との共同 実施

本コーナーは、地域における 技能振興事業として、以下の業 務を実施する。

- (1) 技能五輪全国大会の予選の 実施等
 - ア 技能五輪全国大会の予選の 実施
- (ア)対象地域…山口県内
- (イ) 山口県職業能力開発協会と の共同実施

多くの企業、団体、教育訓練 機関にして、予選大会参加に向 けた働きかけを行うなど、参加 者の増加に努めることにより、 予選大会の活性化、技能尊重気 運の醸成等を図り、山口県職業 能力開発協会と連携を密にし、 予選大会を実施する。

- 2 地域における技能振興事業の実施 本コーナーは、地域における技能 振興事業として、以下の業務を実施 している。
- (1) 技能五輪全国大会の予選の実施等 ア 技能五輪全国大会の予選の実施
- (ア) 山口県内で実施している。
- (イ) 山口県職業能力開発協会との共 同実施

技能検定受検案内書やHPでの広 報や学校へ出向いた時に技能五輪や 若年者ものづくり競技大会等の説明 をし、ものづくり機運の醸成に努め ている。

- (ウ) 予選会の競技 数 • 競技職種等
- a 本事業で行う予選 会の実施職種
- (ウ) 予選会の競技数・競技職種
- a 本事業で行う予選会の実施職

本協会が独自の選考基準で推 薦する職種のうち、「電気溶

- (ウ) 予選会の競技数・競技職種等
- a 本事業で行う予選会の実施職種 HPや学校等においてPRをする が、職種を増やすまでには至らず、 例年どおりの種目である「電気溶

接」「西洋料理」「電工」の3 職種や、他の職種についても関係各企業・団体へ予選会への参加を呼びかけ、予選大会として 競技を行う。 接」「西洋料理」「電工」の予選会を実施する予定としている。

b 予選会の参加手数 料の徴収(令和4年 度から実施)

予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。

参加手数料の額 は、当該都道府県に おける2級技能検定 実技試験受検手数料 の額(若年者減免措 置後の額)を参酌し て定めること。 b 予選会の参加手数料の徴収 予選会参加者から参加手数を 徴収する。

参加手数料は、2級技能検定 実技試験において実施される予 選会の受検手数料を参酌した額 とする。 b 予選会の参加手数料の徴収

参加手数料は技能検定(2級技能検 定実技試験)において実施される予選 会の受検手数料と均衡を図る上から同 額を徴収する予定である。

イ 技能五輪全国大会 及び若年者ものづく り競技大会への参加 支援の実施 イ 技能五輪全国大会及び若年者 ものづくり競技大会への参加支 援の実施

令和5年度のコロナの感染状 況及び参加状況に鑑み、令和6 年度も同数程度の参加者数を見 込んでいる。

- (ア) 技能五輪全国大会に中小業 等から参加する選手等の旅費 や選手の工具運搬費を助成
- ・第62回技能五輪全国大会 令和6年11月22日(金)~25日 (月)

愛知県常滑市(愛知県国際展示場)

対象者数(予定):選手 16 人、指 導者 14 人

(9職種、12社·校)

- (イ) 若年者ものづくり競技大会 に参加する選手等の旅費や選 手の工具運搬費を助成
 - ・第19回若年者ものづくり競技大会

- イ 技能五輪全国大会及び若年者もの づくり競技大会への参加支援の実施 (ア)技能五輪全国大会に中小企業等 から参加する選手等の旅費や選手 の工具運搬費を助成
 - ・第62回技能五輪全国大会 令和6年11月22日(金)~25日 (月)

会場:愛知県常滑市他(愛知県国際展示場他)

対象者数:選手9人、指導者6人 (5職種、6社·校)

- (イ) 若年者ものづくり競技大会に参加する選手等の旅費や選手の工具 運搬費を助成
- ・第19回若年者ものづくり競技大会

令和6年7月31日(水)~8月1 日(木)

会場:群馬県高崎市(Gメッセ群 馬他)

対象者数:選手8人、指導者7人

令和6年7月31日(水)~8月1 (6種、5校) (参考) 資料 1-1、1-2 及び 1-3 日(木) 群馬県前橋市(Gメッセ群馬) 対象者数(予定):選手10人、指 導者 10 人 (9職種、5校) (2) 卓越した技能者 (2) 卓越した技能者(現代の名 (2) 卓越した技能者(現代の名工) (現代の名工)の 工) の表彰制度の紹介コンテ の表彰制度の紹介コンテンツの作 表彰制度の紹介コ ンツの作成支援 成支援 ンテンツの作成支 社会一般に技能尊重の気風を 浸透させ、青少年が技能労働職 < 令6年度受賞者> に入職することを促進するた 松岡 祝久 氏 社会一般に技能尊 (鉄道車両加工・組立工) 重の気風を浸透さ め、センターの紹介コンテンツ 編集方針に従い、今年度の本県 (株) 日立製作所笠戸事業所 せ、青少年が技能労 働職に入職すること 被表彰者の取材を行う等積極的 を促進するため、令 に協力する。 和5年度の卓越した 技能者の表彰の被表 彰者 150 名の技能を 紹介するためのコン テンツの作成支援を 行うこと。 (3) 「地域発!いい (3)「地域発!いいもの」応援 (3) 「地域発!いいもの」応援事業 及びグッドスキルマーク事業の休 もの」応援事業及 事業及びグッドスキルマーク びグッドスキルマ 事業の休止に伴う対応 止に伴う対応 本協会HPページへ、「地域 ーク事業の休止に ・HPに掲示し、周知を図っている。 伴う対応 発!いいもの」応援事業及び 「地域発!いいも グッドスキルマーク事業は、 の」応援事業及びグ 今年度も新規認定を行わない ッドスキルマーク事 旨を掲示し、周知を図る。 業は、令和6年度新 既認定事業者から変更・廃止 の連絡を受けた場合は、適切に 規認定を行わない。 両事業のいずれか 対応する。 を認定を受けた事業 者から認定内容の変 更・廃止等の相談を 受けた際は、センタ ーに問い合わせるよ う伝えること。

- 3 ものづくりマイス ターの認定、登録に 関する業務等につい て
- (1) ものづくりマイスターの開拓

企業・業界団体の 訪問等により、もの づくりマイスター候 補者に係る情報収集 等(掘り起こし)を 行うこと。

(中略)

また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続を行うこと。

(2) ものづくりマイスターへの説明

認定を受けたもの づくりマイスターで 対して、実技指導 に当たる前でで受講する 技法等講習を受講する を受講するしたがである。 かずることの では該当する場合を除 ではまする場合を除 く。)。

- 3 ものづくりマイスターの認 定、登録に関する業務等につい て
- (1) ものづくりマイスターの開拓

また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターをリストアップし、今後、活動する意志の有無を本人に確認し、意思のない方は登録解除を行う。

認定予定者数:8名

(2) ものづくりマイスターへの説明

認定申請時、実技指導等の前 に、指導技法等講習を受講する 必要がある旨を十分説明する。

ものづくりマイスター等の指導技法の習得・向上のため、認定後の早い時期に、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を行う。

また、過去3年以上活動機会がなかった方に引き続き活動していただくため活動する意思があるか否かを確認し、活動の意思がある場合には、改めて指導技法等講習の受講か、最新版のテキストや事例集等の情報提供

- 3 ものづくりマイスターの認定、登 録に関する業務等について
- (1)ものづくりマイスターの開拓
 - ・該当すると思われる企業等へ働きかけを行ったところ、今年度は、5名認定申請があった。

<認定者数>目標8名

・第3回認定申請中 5名(和装1、電気溶接4)(参考)資料2及び3

また、3年間に一度も活用実績のないものづくりマイスターには、下記の指導法等講習会の案内に合わせ、今後の活動についての意思確認を行い、意思のない方の登録解除手続きを行う(25名予定)。

- (2) ものづくりマイスターへの説明
 - ・認定申請時、実技指導等の前に、 指導技法等講習を受講する必要が ある旨を説明している。
 - ・センターが9月9日に「ものづく りマイスター指導技法等講習講師 養成研修」をリモートで実施、コ ーナー職員が受講し、最新の指導 技法資料(パワーポイント)と指 導法を学習した。
 - ・指導技法とともに個人情報保護、 ハラスメントの防止の講習も行う こととする。
 - ・指導技法等講習会は2回予定

を行い、再確認の上、依頼する。

研修では、「指導技法」はも ちろんのこと、個人情報保護、 ハラスメントの防止、若年者・ 学生との接遇といった面の知識 付与等も併せて行う。

・指導技法等講習会(再講習を 含む。)

実施予定回数:2回

(3) 申請書類等の取 りまとめ

ものづくりマイス ターの認定申請書の 受理業務を行うこ と。申請書類はコー ナーが取りまとめて センターに提出する こと。 (3) 申請書類等の取りまとめ 提出されてきた申請書は、 直ちにチェックし、迅速に登 録台帳に記載し、取りまとめ た上で、センターに期限まで に送る。 (3) 申請書類等の取りまとめ 提出されてきた申請書は、直ち にチェックし、迅速に登録台帳に 記載し、取りまとめた上で、セン

ターに期限までに送っている。

- (4) ものづくりマイ スターに対する研修
- ア 研修の開催頻度や 時期

年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること(ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。)。

- (4) ものづくりマイスターに対する研修
- ア 研修の開催頻度や時期

認定されたものづくりマイス ター等の指導技法の習得・向上 のため、認定後の早い時期に、 実技指導の結果報告の作成方法 等事務を含む指導技法等講習を 行う。

また、過去3年以上活動機会 がなかった方に引き続き活動し ていただくため活動する意思が あるか否かを確認し、活動の意 思がある場合には、改めて指導 技法等講習の受講か、最新版の テキストや事例集等の情報提供 を行い、再確認の上、依頼す る。

研修では、「指導技法」はも ちろんのこと、個人情報保護、 ハラスメントの防止、若年者・ 学生との接遇といった面の知識

- (1) ものづくりマイスターに対する 研修
- ア 研修の開催頻度や時期

< 第 1 回指導技法講習会 > 令和 6 年 10 月 21 日 (月) 山口県総合保健会館会議室 参加者 1 2名

- ※過去3年以上活動機会がなかった方にも案内し、不参加の方には資料を送付した。
- <第2回指導技能講習会> (2月予定)

	付与等も併せて行う。	
	また、地域若者サポートステ	
	ーションから派遣依頼があった	
	場合は、派遣対象者に派遣前の	
	研修を行う。	
	・指導技法等講習会(再講習を含	
	む。)	
	実施予定回数:2回(前期・	
	後期)	
イの研修内容	イの研修内容	イ 研修内容
センターの準備す	センターの準備する指導技法	センターの準備する指導技法等講
る指導技法等講習の	等講習の実施に関する支援を活	習の実施に関する支援を活用し、セ
実施に関する支援	用し、講習会を実施する。	ンター提供の資料によって講習会を
(第2.4(2)参		実施した。
照)を活用し、もの		
づくりマイスターに		
よる指導技能が全国		
的に均一化できるよ		
うにすること。		
ウ 交通費の負担	ウ 交通費の負担	ウ 交通費の負担
指導技法等講習及	参加者には、旅費を支給する	参加者には、交通費を支払った。
びその講師養成研修	こととする。	
に参加する者に対し		
て交通費を支給する		
ことができる。ただ		
し、受講手当は支払		
わないこと。		
エ センター主催「事	エ センター主催「事例発表・意	エ センター主催「事例発表・意見交
例発表・意見交換	見交換会」への参加	換会」への参加
会」への参加	関係する職種のマイスターに	
第2.4(2)ア	参加を呼びかけることとする。	・9月4日 (家具製造)
(ウ) に定める「事	参加するものづくりマイスタ	参加者 波多野 重成氏
例発表・意見交換	ーには、謝金及び旅費を支給す	・9月17日 (機械検査)
会」へのものづくり	ることとする。	発表者 新谷 研志氏
マイスターの参加勧		参加者には謝金及び旅費を支給し
奨を行うこと。		た。
4 ものづくりマイス	4 ものづくりマイスターの活用	4 ものづくりマイスターの活用に係
ターの活用に係る業	に係る業務について	る業務について
務について	(1) 若年技能者の人材育成に係	(1) 若年技能者の人材育成に係る相
(1) 若年技能者の人	る相談・援助等	談・援助等
材育成に係る相	コーナーの相談窓口におい	コーディネーターが技能検定の実

談•援助等

コーナーの相談 窓口においては、 次に掲げる事項に ついて、相談・援 助、ものづくりマ イスターの派遣等 を行うこと。 ては、職員が、技能検定の実 技試験や技能競技大会の課題 等を活用した若年技能者の人 材育成に係る取り組み方法・ 訓練施設・設備等のコーディ ネート、実技指導の相談・援 助並びにものづくりマイスタ 一等の派遣のコーディネート 等を行う。

また、派遣要請に係る指導ニーズを把握したうえで、効果的な指導を計画し、それを的確に実施できるものづくりマイスター等を派遣するよう適切なマッチングを行う。

技試験や技能競技大会の課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取り組み方法・訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導の相談・援助並びにものづくりマイスター等の派遣のコーディネート等を行い、的確にものづくりマイスターの派遣ができるようマッチングをしている。

(2) ものづくりマイ スターの派遣による指 導の実施

ア 派遣対象企業等・ 指導対象 者

- (ア)派遣対象企業等 は、次のとおり。
- ① 中小企業(中小 企業基本法第2条 に定める中小企業 者をいう。以下同 じ。)
- ② 業界団体(商工 会、協同組合等の 事業主団体や産別 労働組合をいい、 法人格の有無は問 わない。以下同 じ。)
- ③ 工業高校等学校 (公共職業能力開 発施設を除く。)

- (2) ものづくりマイスターの派 遣による指導の実施 (現代の名工、全技連マイス ター等を含む。)
- ア 派遣対象企業等・指導対象者派遣目標回数: 400回目標受講者数:2,100人目
 - ① 中小企業(中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。)
 - ② 業界団体(商工会、協同 組合等の事業主団体や産別 労働組合をいい、法人格の 有無は問わない。以下同 じ。)
 - ① 及び②において、

派遣予定回数:200回

③ 工業高校等学校(公共職業 能力開発施設を除く。)

派遣予定回数:200回

(2) ものづくりマイスターの派遣に よる指導の実施

ア 派遣対象企業等・指導対象者

派遣目標回数: 400回 目標受講者数:2,100人日

①②中小企業·業界団体

<目標> 派遣回数:200回

<実績> 派遣回数:160回

受講者数:357人日

<最終見込>派遣回数:204回 受講者数:462人日

③工業高校等学校

ア ものづくりマイスター

<目標>派遣回数:200回

<実績>派遣回数:234回

受講者数:1,980 人日

<最終見込> 派遣回数:338回

受講者数:3,039人日

・その他 (刑務所)

<実績>派遣回数: 81回

受講者数:363 人日

参考) 資料4-1及び4-2

- ④ 公民館・集会所 等の公共施設又は ショッピングモー ル等民間施設のイ ベントエリア等
- ④ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等

小中学校等の児童・生徒に 対する「ものづくりの魅力」 発信が再開されたことから、 この内容で充分代替が可能と 思われるため、当面実施する 予定はない。

- ④ 公民館・集会所等の公共施設又 はショッピングモール等民間施設 のイベントエリア等
 - ・実施する予定はない。
- イ ものづくりマイスター (IT 部門)

<実績>派遣回数:0回 受講者数:0人日

- (3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信
- ア 地域若者サポート ステーション事業の 支援対象者に対する 「ものづくりの魅 カ」発信の実施
- (1) 若者に対する「ものづくり の魅力」発信
- ア 地域関係者の協力を得て、ニートの若者に対する就労支援に 取り組むサポステからの協力要 請があった際は、積極的に実施 の検討し協力する。

これまでの実績がないため、 当面の目標を次のとおりとす る。

実施予定箇所:4か所

- (3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信
- ア 地域サポートステーション
 - ・依頼があれば取り組む。

イ 小中学校等の児 童・生徒に対する 「ものづくりの魅 カ」発信 また、県内の全小・中学校等 (工業高校等は除く) ヘメール 配信を行い、事業紹介のポータ ルサイトへ誘導し、事業の周知 を図る。 イ 小中学校等の児童・生徒に対する 「ものづくりの魅力」発信 【ものづくりの魅力講座】

<目標>

実施回数:15回(校) 受講者数:450人日

<実績>

実施回数:14回(校) 受講者数:412人日

<最終見込>

実施回数:16回(校) 受講者数:466人日

(参考) 資料5

【ものづくりの魅力講座】

(内容) ものづくりマイスター に技能の魅力についての語りと ものづくりの体験を行う。

対象者:小中学校等の児童・生

徒、教師、保護者

実施予定回数: 15回(校)

目標受講者数:450人日

- (4) 熟練技能者等に よる派遣指導及び 「ものづくりの魅 力」発信事業の実 施
- (4) 熟練技能者等による派遣指 導及び「ものづくりの魅力」 発信事業の実施
- ア 熟練技能者等による派遣指導 ものづくりマイスター等と同様、周知のため、連携会議の構成団体や県教委への情報提供等 を行い、企業等の紹介の依頼 や、過去に利用のあった企業や 工業高校等を訪問し情報収集を 行い、中小企業、工業高校等の 新規開拓に努める。

また、定期的に商工団体や工業高校等へメール配信を行い、制度紹介ポータルサイト(中央協会HPにリンク設定)への誘導を行い、理解を深めてもらい、新たな需要の掘り起こしを行う。

派遣予定回数:10回 目標

受講者数:130人

職種:日本料理、西洋料理、 フラワー装飾、化学分析等

イ 技能競技全国大会等のメダリ ストが語る魅力講座

技能競技全国大会等のメダリストである若年技能者が、生徒等の進路、職業選択、技能や精神面での向上を考える上での一助とすることを目的に、高等学校等の若年者を対象に、ものづくりの楽しさ、厳しさ、出場への意気込み等を語る講座や製作

(4) 熟練技能者等による派遣指導及 び「ものづくりの魅力」発信事業 の実施

ア 熟練技能者等による派遣指導

<目標>派遣予定回数:10回

受講者数 : 130 人日 職種:日本料理、西洋料 理、フラワー装飾、化

学分析等

<実績> 派遣回数:4回

受講者数:82 人日

〈最終見込〉 派遣回数:5回

受講者数:98 人日

イ 技能五輪メダリストが語る魅力講 座

メダリストを熟練技能者として取扱い、高校等へ出向き、技能五輪のPRや技能の実演や実技指導を行い、ものづくりへの関心を深め、興味を持ってもらう講座を設けている。

<実績> 派遣回数: 2回

受講者数: 91人日

<最終見込>派遣回数: 3回

受講者数:113人日

(参考) 資料6

実演を実施する。

- 5 地方公共団体、経 済団体等との連携 会議の設置・運営 について
- (1)連携会議の設置 コーナーは、都道 府県等地方公共団 体、都道府県労働 局、労使団体等をメ ンバーとする都道府 県別の連携会議を設 置し、運営するこ と。
- 5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について
 - (1)連携会議の設置

本事業を効果的かつ円滑に 実施するため、県の行政機 関、経済団体、労働局等で構 成する連携会議を設置する。

[構成メンバー]

山口県産業労働部産業人材課 山口県教育庁高校教育課 山口県教育庁義務教育課 山口労働局職業安定部訓練課 (独)高齢・障害・求職者雇用 支援機構 山口支部 山口新聞 山口支社 山口県経営者協会 山口県経営者協会 山口県商工会議所連合会 山口県商工会連合 やまぐち産業振興財団 5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について

(1)連携会議の設置

本事業を効果的かつ円滑に実施 するため、県の行政機関、経済団 体、労働局等で構成する連携会議 を設置している。

- ア 第1回連携会議
 - ○開催日:令和6年6月21日
 - ○議題
 - 令和 5 年度実施報告
 - ・令和6年度推進計画の決定
- イ 第2回連携会議
 - ○開催日:令和6年12月19日
 - ○議題
 - 令和 6 年度実施状況
 - ・令和7年度に向けた改善事項等

(2)連携会議の開催 回数

(2) 連携会議の開催回数

(1)において設置した連携会議では、1回目は、前年度の実施報告及び当該年度の推進計画の決定及び実施に当たっての助言等、2回目は、事業の実施状況及び次年度に向けた改善事項等を報告し、取りまとめたものを厚生労働省及び中央技能振興センターへ報告する。

感染症の流行下においても緊密に連絡が図れるよう、WEB会議等の開催も含め、積極的に取り組む。

〔開催回数〕 年2回(6月、12月)

(2) 連携会議の開催回数

(1)で説明しているとおり、年 2回開催している。(6月、12月) 個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置

個人情報等の適切な取扱い及び 漏洩防止を徹底するための措置 (1)メール誤送付

- アメール宛名間違い
 - 宛先のアドレスをダブルチェ ックする。
- イ BCCをTO、CC 送付宛先がBCCかをダブルチェックする。
- ウ 誤情報送付
- ① 文章及び添付ファイルが正し いかダブルチェックする。
- ② 要機密情報を暗号化する。
- ③ 文章等のひな形を作成して、 それをもとに作成する。(メールの使い回しをしない。)
 - (2) FAX先誤り
- ① 宛先、FAX番号及び文章が 正しいかダブルチェックする。
- ② FAX送信後、履歴により送信状況を確認する。
- ③ FAXに代えてメールを使用 するように業務方法の見直しを 検討する。
 - (3) 郵送誤り 宛先、文章及び、封入物が正 しいかダブルチェックする。
 - (4) 手渡し誤り 手渡す物及び、手渡す先が正 しいかダブルチェックする。
 - (5) 誤アップロード アップロードする事項の内 容及び、アップロード先が正 しいかダブルチェックする。
 - (6) その他
 - (1)~(5)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者として可能な手段を講じる。
 - (7) 委託者への速やかな報告 情報セキュリティインシデントが発生した際は、委託者に速 やかに報告を行う。

個人情報等の適切な取扱い及び漏洩 防止を徹底するための措置

・万全を期して、推進計画の各項目を遵守していくこととしている。